

2024年度 広島市安佐動物公園 実習受入案内

1. 目的 当実習は安佐動物公園の社会教育の一環として実施するものです。この実習をとおして、実習生が動物や自然への理解を深めることを目的としています。また、大学等教育機関への協力として、その学業を補充することも目的の一つです。

2. 実習期間 1クールを5日間とします。実習期間は延長できます。延長する場合は、事故防止のため7日につき1日以上の日を設けます。なお獣医臨床実習は休日を除き最長14日間とします。申請書には実質必要な実習期間に休日を加えた期間を設定してください。実習期間などについて、こちらの都合がつかないときは電話などで調整します。夏休み中（7月～9月）、冬休み中（年末・年始）及び春休み中（2、3月）は実習希望者が多いため、多数の応募がある場合は、実習期間を調整することがあります。またこの期間は実習開始の日を原則として水曜日とします。

3. 実習内容 実習内容は、実習期間や学年などを考慮して当園が決定します。（下表参照）学芸員実習でも動物園は生体展示の博物館との考え方から飼育実習を主体とします。

実習名	対象	指導内容	飼育実習	座学	動物病院実習
学芸員実習	学芸員資格取得希望者	野生動物の飼育管理 捕獲・保定方法等	実施	実施	基礎的な解剖知識・標本作成など
飼育実習	高校3年生以上 あるいは 満18歳以上	野生動物の飼育管理 捕獲・保定方法等	実施	1～2日実施する場合もある	基礎的な解剖知識または見学程度
獣医臨床実習	獣医学専攻 3年生以上	野生動物の麻酔方法 診療技術・解剖学等	実施	1～2日実施する場合もある	実施

4. 実習動物 実習で担当する動物を選ぶことはできませんが、学校での研究内容に関係があり参考にしたいなどの希望がある場合は考慮します。

5. 修了証 実習最終日に修了証を交付します。

6. レポート 実習最終日の午後は当園提出用実習レポート（感想文）の作成時間にあてます。

7. 学校との連絡 学生の方は実習について担当教官に報告しておいてください。学校が必要とする実習証明書、評価票などがある場合は必ず実習前に伝えてください。

8. 費用

実習名	1クール（5日間）	延長（1日ごと）	備考
学芸員実習	13,000円	1,300円加算	
飼育実習	13,000円	1,300円加算	
獣医臨床実習	16,000円	1,600円加算	獣医臨床実習は医療用消耗品を使用するため、他の実習に比べ高くなっています。

9. 危険防止 当園では、特に危険な作業の場合実習生は見学し、飼育係が実施します。

過去に骨折や動物による咬傷などの大きな事故は起きていません。しかし、動物飼育の実習では一般的な生活環境では見かけることさえない押切りや、扱うことのまれな一輪車・リヤカーなどを使う機会があります。ときに大工仕事や園芸的な作業など多岐にわたる業務をこなしています。また、野生ならではの危険な動物さえ扱うこともあります。

通常の作業も十分に注意して指導しますが、万一の事故に備えて、右表の内容で傷害保険に入っています。保険加入料は実習費用の中に含まれています。なお、当内容で不安の方はご自身で加入してください。

補償項目	支払限度額
死亡・後遺障害	1,000万円
入院	2,000円／日
通院	1,000円／日

10. 実習の中止 天候、災害、事故などで実習の受入が困難だと安佐動物公園が判断する場合には、その日の実習を中止することがあります。その場合、中止した日数分の実習の延長、または後日別期間での中止した日数分の実習に振替えます。また、希望があれば振替の代わりに5日間の実習期間中であれば実習費用を5で割った日数分を、延長期間中であれば1日あたりの延長費用分を払い戻します。

11. 申請手続

事前 問い合わせ	必ず事前に電話またはメールにて問い合わせをして、希望する期間が空いていることを確認してから書類を提出してください。
提出書類 (本人から)	実習申請書(飼育・学芸・獣医)・誓約書 所定用紙 (事前問い合わせによる日程確定後をお願いします)
書類提出 期限	実習開始予定日の 3週間前 までに到着するよう、郵送もしくは直接園に提出してください。 期限内に書類の提出がない場合、キャンセルとなることがあります。
書類の送付 (当園から)	(1) 提出書類到着後、実習費請求書を本人に送付します。 (2) 実習費の納入確認後、実習受入通知書をメールにて送付します。 (送付先を帰省先などにしたい場合はその旨を担当者に伝えてください。 また、学校等で取りまとめて申請を希望される場合にも対応しますので ご相談ください) 実習費用の納入期限は実習開始予定日の 1週間前 までです。 振込が確認できない場合キャンセルとなることがあります
提出先 問合せ先	〒731-3355 広島市安佐北区安佐町動物園 広島市安佐動物公園 飼育・展示課 動物診療係 【TEL】 082-838-1111 e-mail zoo@asazoo.jp

12. 許可をうけたら

実習時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (担当により変わることがあるので指導者の指示に従ってください)
集合場所	安佐動物公園 飼育事務所 (場所がわからない場合は、お気軽にお問い合わせください)
服 装	ゴム長靴および動物飼育にふさわしい服装を準備すること。基本的に長袖長ズボン(ジーンズは不可)を着用してください。通園時の私服とは別の服装。洗濯用に2着以上用意してください。洗濯機は動物園のものをご使用ください。
宿 泊	当園には宿泊施設はありません。近隣のホテルなどを各自で予約してください。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・更衣室、シャワー、食堂(木曜は定休日)、給食弁当などを利用することができます。・入園者の質問などには丁寧な受け答えを心がけてください。・体調のすぐれないときは申し出て無理をしないでください。・実習当日、発熱や体調不良などの症状がある場合は、実習の延期や中止の措置をとることがあります。ご了承ください。・危険防止のため、実習期間中は宿泊場所を確保し、体調管理に努めてください。テント泊、野宿、車中泊等はおやめください。・駐車スペースは十分でないので車で通う人は予め連絡してください。・担当者の指示に従い事故のないよう努めてください。・やむを得ない日程の変更についてはできるだけ早く相談してください。・申請書に記載のメールアドレス(特に携帯メール)は、本園からの連絡(*@asazoo.jpからのメール)が受信できるように設定してください。

実習申請書（飼育・学芸員・獣医）

（希望する実習を丸でかこんでください）

（申請年月日） 年 月 日

公益財団法人広島市みどり生きもの協会
安佐動物公園 園長 様

正面・脱帽の写真

3 × 4 cm

次のとおり、貴園での実習を申し込みます。

申請者 <small>ふりがな</small> (実習者) 氏名	性別 ()	申請者不在時の連絡先 氏名
生年月日 (年 月 日)	歳	
住所 〒	住所 〒	
電話 e-mail (PCからのメールを受けることのできるアドレス)	電話	続柄
所属 (学校名、専攻、学年)		
実習希望期間 年 月 日 ~ 年 月 日 <small>(実習希望期間が5日間を超える場合は休日を含めた期間を設定してください)</small>	実習期間が長期の場合の休日 () <small>(左記期間中で1週間に1日程度の休日を設定してください)</small>	
実習目的		
同居しているペット類(自宅および下宿等)		
実習許可通知及び実習費請求書の送付先：申請者住所・申請者不在時の連絡先住所・その他 ()		
当園でアルバイトが必要となったとき、上記の電話に連絡してもよいですか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

ここから下には記入しないでください。

実習期間 自 . . 至 . .	真の実習日数 _____ 日間	実習内容 <input type="checkbox"/> 飼育実習 <input type="checkbox"/> 学芸員実習 <input type="checkbox"/> 獣医臨床実習
---------------------	-----------------	---

飼育・展示課

起案 . .	決裁 . .				
係	実習担当者	担当係長	課長補佐(事) 動物診療係長	種の保存 繁殖担当課長	副園長(兼) 飼育・展示課長

管理課

起案 . .	決裁 . .	公印 . .	通知 . .		
診療係	係	課長補佐(事) 企画広報係長	課長補佐(事) 管理係長	管理課長	常務理事 (事)園長

実習費請求額 _____円	請求日 . .	納付確認 /
---------------	---------	--------

備考欄	No.
-----	-----

※この申請書に記入された内容は、個人情報の保護に関する法律およびその関係法令に基づき、本人の承諾なしに他の目的には使用しません。

誓約書

年 月 日

公益財団法人広島市みどり生きもの協会

安佐動物公園

園長様

実習生 氏名 _____ 印

住所 _____

電話番号 _____

今般、貴園において実習するにあたり、下記事項を厳守することを誓約いたします。

記

1. 実習期間中は安佐動物公園実習要領を遵守するとともに、貴園の指示に従い、事故などを起こさないように十分注意します。
2. 実習期間中、万一事故等により本人が被害を受けても損害賠償等の請求をいたしません。
3. 実習生が実習中に故意または過失によって貴園及び第三者に損害を与えた場合には、貴園の指示に従って損害賠償をします。
4. 実習終了後においても、実習上知り得た貴園の情報（写真・動画を含む）および個人情報を第三者に漏らしません。
5. 実習における成果を貴園外で発表する場合は、事前に貴園長に届け出ることを了承します。

以上

※実習生が未成年の場合、保護者の同意を得ること

(氏名) _____ が広島市安佐動物公園で実習を行なうことに同意します。

保護者 氏名 _____ 印